

「君が代」斉唱時不起立の処分に関して

新潟公立高教組 高校教員N

入学式と卒業式に「君が代」斉唱が強制されるようになったのは、いつからだったでしょうか。もう、かれこれ、20年くらい前になるのかもしれないませんが、その間わたしは起立したことがありません。長い間、職員会議で強制反対の発言をし、強制反対のヒラを教職員や保護者に配ってきたので、起立することは考えられないことでした。新潟公立高教組が結成された年の春の入学式当日に、分會独自のヒラを作って仲間と一緒に保護者へヒラ配りをし

たときの、誇らしく、高揚した気分はいまも忘れられません。桜の花が満開で、春爛漫といった感じの一日でした。いまでもときどき、あの一日を思い起こしては、勇を鼓していきます。その後、「君が代」が国歌になり、不起立者が少なくなっても、起立しようと思ったことはありません。「君が代」は、どう考えても、国歌にはふさわしくないし、その強制は内心の自由を侵すものだからです。日本国憲法が保障している「国民主権」と、「君が代」の歌

詞の内容を矛盾なしとみることは、わたしにはできません。また、十五年戦争と「君が代」を切り離して考えることもわたしにはできません。しかし、気が重いことも確かです。数年前の卒業式当日、入試の問題用紙を教育センターに受領しに行く役目を依頼されたことがありました。そのときは、「これで卒業式に出なくてすむ」と、ヘンに気が楽になりました。ふるさとの旧友は、ふた昔ほど前に「おれは教員なんてなりたくもないし、なりたくてもなれ

ないけど、たったひとつうらやましいことがある。それは、毎年、卒業式を経験できることだ。それだけは、お前が本当にうらやましい」といつてくれました。わたしも、卒業式を経験するたびに晴れやかな気持ちになり、「教員になってよかった」と思いを新たにします。しかし、その卒業式も、あの「君が代」がテープで流される場面に限っては、苦痛でしかありません。わずか数分間とはいえ、イヤでイヤでたまりません。あと、何回、イヤな思いをしなければならぬのでしょうか。2005年4月、現任校に異動してきました。8日には入学式があり、わたしは受付係になりました。そして受付の最終確認までやったので、式場には少し遅れて入りました。イスには座らず、教員になって初めて紅白幕の後ろで入学式を見ました。「君

が代」斉唱時に不起立の教員が少なからずいたことに心強さをおぼえました。12月12日に新潟県教育委員会教育長は県立学校長に「平成17年卒業式及び平成18年度入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱について」の通知を發出しました。「卒業式及び入学式は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で行うものとし、実施に当たっては、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように児童生徒を指導すること。また、その意義を踏まえ、国歌斉唱時には、教職員も起立すること」とあります。県教委はそれまでも、校長に対し、卒業式の不起立教職員を個別に呼び出して指導をするよう依頼していましたが、この12月の通知は不起立者の処分をも視野に入れたものでした。その結果、今年の3月の卒業式では不起立者が大幅に

減り、本校ではわたしを含め3人だけにになりました。3人は事前に打ち合わせをすることなく、それぞれ個々人の意思で行動しました。「内心の自由」に関することなので、組合にも相談しませんでした。その後、3人に対して校長が「あなたは、本校の平成17年度卒業式において、校長が国歌斉唱時には起立するよう指導したにもかかわらず不起立の行動をとりました。このことは、教育公務員として誠に遺憾なことであります。ついては、校長として、今後の入学式等の国歌斉唱時には起立するよう、ここに書面をもって厳重に注意指導します」という文書を手渡しました。これだけ不起立者が少なくなると、「不起立は闘争の一環」とはいえなくなってきました。以前は不起立を、保護者・生徒や他の教員にアピールする機会と

とらえていましたが、昨今はそうした気持ちとはほとんどなくなりました。組合員としてというよりは、ただ、一人の個人としての自分の意思を大事にしたいという気持ちで行動しています。4月7日には入学式があり、そこでも不起立の行動をとったところ、4月26日に県教委から事情聴取が入りました。そして、5月25日に戒告処分が下されました。事情聴取に入った県教委の二人から処分書を手渡されました。手渡したときの県教委の二人の表情のない澄んだ目を、いまも忘れることができません。「懲戒処分書 地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として戒告する新潟県教育委員会」と書いてあります。「処分説明書」には「法令及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条に

違反するものであり、同法第29条第1項第1号及び第2号に該当するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であり、同法第29条第1項第3号にも該当するものである」とあります。今回の処分はある程度は覚悟していましたが、いきなりの「戒告」には少なからず驚かされました。処分を受けるのはまったくの初めてなのだから「文書訓告」くらいではないかと考えていたのです。周りからも「初回にしては厳しすぎるのではないか」の声がありました。

その日はちょうど、組合事務所本部執行委員会が開かれていたため、早速、対応について協議しました。そして即日、以下の抗議声明を出すことにしました。「自己の思想・信条に基づき「君が代」斉唱に對して「不起立」とした教職員らに

對して、行政が「起立」することを命令し、これに従わなかったことを理由に処分が行われたことは、憲法の保障する「思想・信条の自由」を明らかに侵害するものである」、「おりしも、教育基本法『改正』案が国会に上程され、愛国心を押しつけることが審議されている。県教委は、昨年12月12日付通知において、「国歌を斉唱するように児童生徒を指導すること」としている。このような卒業式、入学式への国旗国歌の押しつけは、愛国心教育の先取りであり、教職員を処分することで強引にすすめるようとするものである。新潟県公立高等学校教職員組合は、新潟県教育委員会に対し、今回の処分に対し強く抗議し処分の撤回を求めらる」。翌日、いくつかのマスメディアがこの声明を記事にしました。また、5月27日の『朝日新聞』

は、戒告処分が出されたことに関し
て「県教育委員会は26日、今年春
の卒業式と入学式で『君が代』斉唱
の時に起立しなかった高校教諭4
人を、『校長が繰り返し指示したに
もかわらず、不起立だった』とし
て上司の職務上の命令に従う義務
違反などを理由に、25日付で戒告
処分にしたと発表しました。『君が
代』斉唱の時に起立しなかった教職
員に対し、県教委が懲戒処分をする
のは初めて」と報じました。その後
は各方面のいろいろな方々と話し
合ったり、弁護士に相談したりして
対策を練ってきました。組合員も含
めて周りの人たちには「本人の意思
を最大限に尊重する」という態度を
とっていただきましたので、わたし
は人事委員会に対し、書面審理によ
る審査請求（不服申立て）を選択しま
した。弁護士からもアドバイスをい

ただき、7月24日に新潟県人事委
員会委員長宛に審査請求書を提出
しました。その後、8月24日に「不
利益処分に関する審査請求書の受
理について」の通知が自宅に届きま
した。

今後は人事委員会の出方をみて、
対応を検討していくつもりです。わ
たしは入学式・卒業式を妨害したわ
けでも、式場を混乱に陥れたわけ
でもありません。ただ、静かに坐っ
ただけです。そのことに処分が下
されたことには、納得がいきませ
ん。処分のねらいは「ものいわぬ教
師づくり」にあることは明らかで
す。しかし、いうべき時にはハッキ
リものをいっていかうと思ってい
ます。

